

令和7年度「協働による環境学習推進事業」委託業務仕様書

1 委託事業名

協働による環境学習推進事業

2 委託業務の期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 業務の目的及び概要

本業務は、より良い環境に恵まれた持続可能な社会の実現に向けて、県民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の重要性を理解し、環境保全に取り組む意識を高めるため、環境保全活動に取り組む団体等から広く情報収集し、総合的かつ効果的な環境学習をNPOなど環境団体等との協働により推進することを目的に設置した「岡山県環境学習協働推進広場」（以下「広場」という。）の運営を行うものである。

また、当広場に参加する団体が環境学習に関する様々な知識・ノウハウを保有すること等を踏まえ、広場参加団体等の人材を環境学習の講師として登録し、広く県民に対して環境学習出前講座を実施するとともに、さらなる指導者養成や環境教育ミーティング等を行うものである。

4 委託事業の内容

(1) 広場の運営

「岡山県環境学習協働推進広場設置要綱」（以下「設置要綱」という。）に基づき設置している広場の事務局として、設置要綱に定める広場の目的及び役割を達成すべく、その効果的かつ効率的な運営を行うこと。

① 運営委員会の開催

(a) 開催回数：年5回程度

(b) 協議の内容

(ア) 広場への参加登録に係る審査及び決定

(イ) 広場での意見のとりまとめ及び効果的な環境学習事業の提案

(ウ) 広場の管理運営及び事業の実施等に関する検討並びに決定

② 全体会の開催

広場参加団体等による環境学習に係る情報・意見交換の機会の提供（年1回程度）

③ 情報発信

広場のホームページやSNS、メール配信を活用し、広場が実施する環境学習に関する様々な事業・研修等の案内や活動報告、広場参加団体の情報発信・意見交換等を行うこと。

(2) 「協働による環境学習出前講座」の実施

「協働による環境学習出前講座実施要綱」に基づき、広場の登録指導者による環境学習出前講座を広く県民に対して実施するとともに、県の保有する移動環境学習車の有効活用を図ること。あわせて、出前講座依頼者と指導者との間のコーディネート機能を強化し、模範事例の蓄積・共有を行うため、「出前講座記録シート」を活用すること。

① 実施回数

350回程度

②出前講座の対象及び実施先
県内の学校、公民館、自治会等の地域活動団体、企業、県内開催のイベント等

③出前講座の講師
広場が派遣する指導者（原則として広場で講師登録をした者とする。）

④出前講座の内容

- ・原則として、各プログラムに、3Rやごみの排出抑制等循環型社会形成に係る県民のライフスタイルの変革につながるような内容を盛り込むこと。
- ・講座のテーマ、メニューの詳細については、県と協議の上決定すること。
- ・県民に対するより積極的なアプローチとして、広場参加団体や登録指導者のアイデアとスキルを活用した環境学習講座を実施することとし、講座担当者（広場参加団体等）及び受講者を適宜公募して開催すること。
- ・怪我や熱中症などの危険を伴うプログラムの参加者に対して、傷害保険を掛けること。

⑤出前講座受講の募集

- ・年度当初の早い時期に広場の事務局において募集を行うこと。

⑥移動環境学習車等の管理運営

- ・出前講座の実施に当たっては、岡山県移動環境学習車及びその搭載品（以下「移動環境学習車等」という。）を積極的に活用すること。
- ・移動環境学習車等については受託者が使用貸借契約に基づき維持管理するものとするが、その管理・運営については、日常点検から、貸出・出動まで、県と調整しながら、安全かつ円滑に行われるよう十分に留意すること。
- ・管理運営にかかる経費のうち、車検・法定点検及び当該検査等に伴う車両の修理（以下「点検修理等」という。）、自賠責保険料の加入・支払いについては、県が負担して行うこととし、点検修理等以外の維持管理上の車両修理、任意保険の加入・支払い等については、受託者が負担して行うこと。
- ・搭載品（使用貸借契約書に記載する附属設備ほか車両に付随する一切の設備備品及び環境学習器材等）については、受託者が負担して適宜修理・補充すること。なお、環境学習を実施する上で、消耗品（軽易な環境学習器材を含む）以外に、新たな備品を整備する必要がある場合は、別途県と協議するものとする。

⑦環境学習関連備品等の貸出

- ・環境学習を行うために必要となる備品等（以下「備品等」という。）の貸出を行うこと。
- ・備品等には、移動環境学習車の搭載品に付随し、県が保有するものも含まれるが、取扱いについては事前に十分に調整すること。
- ・備品等については、受託者が負担して適宜修理・補充すること。

⑧出前講座のフォローアップ
出前講座依頼者と指導者との間のコーディネート機能を強化し、講座のふりかえりを効果的に行うとともに模範事例の蓄積・共有を行うため、出前講座の講師に記録シートの作成を依頼し、出前講座依頼者にはアンケートを行い、取りまとめを行うこと。

(3)「環境学習指導者の育成・発掘事業」の実施

環境学習出前講座の申込増加と県民の多様な環境学習へのニーズを踏まえ、指導者のさらなるレベルアップを図るとともに、ベテラン指導者のノウハウの継承及び次世代の指導者の発掘・育成に取り組む。

①環境学習指導者レベルアップ研修会の実施

専門分野別に分かれ、担当分野のテーマに沿ったディスカッションや勉強会を通して、指導者としての知見や交流を深めるとともに現状のプログラムのブラッシュアップを図る。

(a) 実施内容（4回程度、各15名程度）

専門分野ごとに指導者が集まり、依頼者である学校現場の実情や、廃棄物、地球温暖化などの環境分野の最新のトピックに関する勉強会・模擬授業を実施するほか、地域のニーズを踏まえた質の高い環境教育を実現するために必要なファシリテーション能力や、怪我なく安全に体験学習を行うための安全管理能力を養う講座を実施することにより、現プログラムの改良・発展及び講師の資質向上を図る。

(b) 受講対象者

原則として既存の指導者（広場の登録指導者）を対象とする。

②環境学習指導者入門講座の実施

環境学習出前講座について、今後の出前講座の安定した実施のために、新規指導者が現場で活躍できるよう、環境学習指導者入門講座を実施する。

(a) 実施内容（回数：3回程度）

新規指導者、又は指導者として活躍したいと考えている者に向け、指導者としての心構えや出前講座の仕組み、プログラム作りの手法等をベテラン指導者等が指導するとともに、参加者同士の交流及び情報共有を図る。

(b) 参加対象

新規指導者、又は環境保全等に関してある程度の基礎的知識等を有する者で、受講後、「協働による環境学習出前講座」の指導者として登録し、小中学校等の現場に出向いての活動に意欲のある者を対象とする。

③環境学習指導者募集チラシの作成

現在、環境学習出前講座のプログラムは多様化しており、対応できる環境学習指導者を増やしていく必要があるため、募集用チラシを作成し、広報を行うこと。なお、効果的な募集チラシとするために人材採用のコンサルタント会社等の活用を図ること。

(4)「おかやま環境教育ミーティング」の実施

①おかやま環境教育ミーティングの開催

広場参加団体のほか、環境教育や環境保全活動に関心のある県民、NPO等環境団体、地域、企業、教育・行政関係者、環境学習施設関係者等を広く参集し、相互に情報発信し課題を共有するネットワーク形成と今後の活動のきっかけ作りの場として、様々な主体による日頃の実践事例紹介、参加体験型のミニワークショップ等を行う「おかやま環境教育ミーティング」を開催すること。

(a) 参集人員

広場参加団体のほか、環境保全活動等に関心のある県民、県内の環境団体、環境教育関係者等200名程度

(b) 実施時期

広場参加団体やその他参集予定者に配慮した日程を選定すること。

(c) 実施内容例

・広場参加団体等の実践団体による活動事例紹介

- ・環境教育を取り巻く課題の共有
- ・学校関係者を交えたパネルディスカッション
- ・参加体験型のミニワークショップ

(d) その他留意事項

環境学習の実践団体等と、環境教育の主たる柱の一つである学校との連携不足の現状を踏まえ、教員の参加及びプログラムへの参画に出来る限り配慮すること。

5 業務に係る留意事項

- (1) 委託事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務実施にあたっては必要に応じて県と協議し、その指示に従って進めること。
- (3) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、前記4(2)の業務に限り、契約の規定に基づき、あらかじめ書面による県の承認を受けたときは、委託業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (4) 本委託業務は、廃棄物の抑制やリサイクルの促進を目的に産業廃棄物の処分量に応じて事業者から納税された「産業廃棄物処理税」を財源として活用しているため、印刷物等の作成にあたっては、その旨を記載すること。

6 実績報告書等の提出

委託業務終了後、速やかにその実施状況が分かる実績報告書及び収支決算書を県へ提出すること。

7 委託限度額 22,708,667円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）